

令和 7 年度

被災商店街等再建支援事業（商店街災害復旧事業）

交付申請要領＜ 4 次公募＞

○本事業は、令和 6 年能登半島地震による災害によって被害を受けた県内の商店街等の復旧を促進し、地域の商機能、コミュニティ機能を回復させる事業を支援します。

○交付申請受付期間

令和 7 年 4 月 2 1 日（月）～令和 7 年 1 2 月 2 6 日（金）

※郵送の場合は、当日必着

※電子メールでの提出の場合、締切日の 1 7 時までに到着が確認できたものが有効です

○お問い合わせ先

石川県 商工労働部 経営支援課

電話 0 7 6 - 2 2 5 - 1 5 2 1

令和 7 年 4 月

石川県

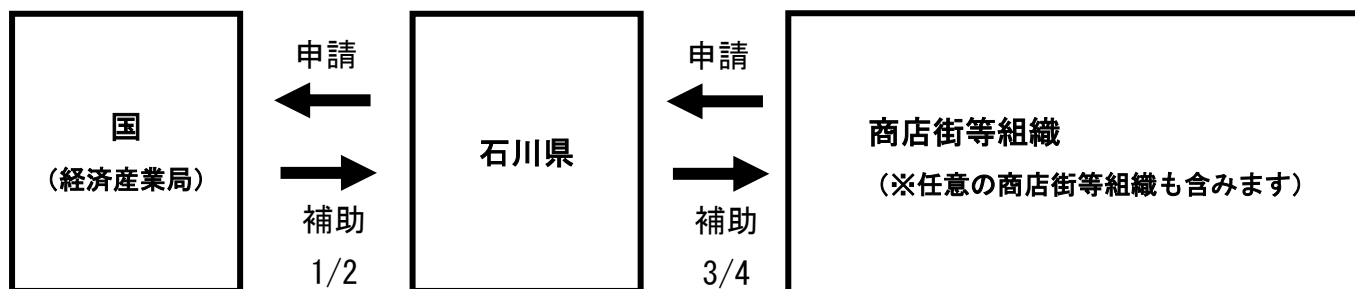
目 次

	頁
I 事業目的	1
II 事業スキーム	1
III 事業内容	1
1. 補助対象事業者	1
2. 補助事業実施場所	2
3. 補助対象事業	3
4. 補助対象経費	3
5. 補助率、上限額及び下限額	3
6. 補助事業実施時期	4
IV 交付申請手続き	4
1. 交付申請書類及び添付資料	4
2. 交付申請受付期間	6
3. 審査	6
4. 交付決定の通知・公表	7
V その他	7

I 事業目的

本事業は、令和6年能登半島地震による災害によって被害を受けた県内の商店街等において、商店街等組織が行う復旧事業の経費の一部を補助することにより、商店街等の復旧を促進し、地域の商機能、コミュニティ機能を回復させることを目的とします。

II 事業スキーム



（注）商店街等及び商店街等組織とは、それぞれ以下に該当するものをいいます。

III 事業内容

1. 補助対象者

（1）補助対象者

令和6年能登半島地震による災害によって被害を受けた、石川県七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町（以下、能登6市町）に所在する商店街等組織

【商店街等】

商店街その他の商業の集積（共同店舗・テナントビル等（※1）、温泉街・飲食店街等（※2）を含む）又は問屋街・市場等（※3）

【商店街等組織】

- （a）商店街等を構成する団体のうち、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会等の法人格を有する商店街等組織
- （b）商店街等を構成する団体のうち、法人化されていない任意の商店街等組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者
- （c）上記（a）（b）に類する団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。

- ※１：小売業・サービス業等を営む者の店舗等が主体となっているものであって、構成する店舗の多くが中小企業者であることが必要です。
- ※２：小売業・サービス業等を営む者の店舗等が主体となって街区を形成しているものであって、構成する店舗の多くが中小企業者であることが必要です。
- ※３：構成する店舗の多くが中小企業者であり、不特定多数の一般消費者を対象として事業を行っていることが必要です。

（２）補助対象者の要件

次のいずれの要件も満たしている必要があります。

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること（任意団体の場合は、原則、交付申請時において、設立（結成）後１年以上を経過していること）。
- ④ 経済産業省及び県からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑤ 商店街等が、以下の（ア）～（エ）のいずれにも該当し、令和６年能登半島地震による災害の影響により、アーケード、共同施設、街路灯等の全部又は一部が被害を受け又は継続して使用することが困難になったもののうち、商店街等の商機能、コミュニティ機能に不可欠な施設及び設備の復旧のために必要と認められること。
 - （ア）地域住民の生活利便や消費者の買い物の際の利便を向上させ、地域の人々の交流を促進する社会的機能を有するものであること。
 - （イ）当該商店街等が属する商圈内における人口規模、商業量を勘案し、当該地域において中心的な商機能を果たす蓋然性が高いと認められること。
 - （ウ）今後の当該地方公共団体におけるまちづくり施策において、商業集積を維持・管理する蓋然性が高いと認められること。
 - （エ）令和６年能登半島地震による被害の復旧事業として適正なものであること。

2. 補助事業実施場所

原則、商店街等区域内（共同店舗・テナントビル等はその施設内）とします。

3. 補助対象事業

令和6年能登半島地震による災害によって被害を受けた地域において、商店街等組織が商店街等の多様な機能の活性化と地域の持続的発展に繋げるために行うアーケードの撤去・改修、共同設備の改修・建て替え、街路灯等の設備の改修等の事業。

4. 補助対象経費

以下の経費のうち、補助事業を実施するために必要な経費であって、適正かつ効率的に計上されているものが対象となります。また、計上された経費の妥当性を確認するため、見積書等の提出が必要になります。

- ・アーケード、共同店舗、地域交流施設、街路灯、防犯カメラ、路面舗装、駐車場、イベント広場、その他商店街等の機能を高める施設・設備に係る復旧費
- ・商店街等への来街を妨害するような障害物の除去費

※交付決定前着工（令和6年1月1日（月）以降で交付決定の前に行われた事業）に要する経費については、原則対象外です。ただし、特殊事情がある案件についてはその限りではありません。

※補助対象経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取壊し・撤去費、整地・排土費を含みます。

※復旧を行う施設・設備に対して保険金等が支払われる場合は、当該保険金等を差し引いた金額が、補助金の交付の対象となります。

<補助対象外となる経費>

- ・補助対象経費に係る消費税等【原則】
- ・仮設（一時的・暫定的な利用）に要する経費
- ・間接経費（手数料、保険料、通信費、印紙代、雑費などの事務費）
- ・個店や組織化されていない有志の団体の施設・設備等の改修費等
- ・施設整備に係る設計費（実施設計に係る部分を除く）、測量試験費
- ・補助金交付申請書を作るための費用
- ・事業に関係のない経費、補助対象経費として記載している項目以外の経費
- ・上記の他、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

5. 補助率、補助金上限額及び補助金下限額

補助率：補助対象経費の3／4以内

上限額：なし

下限額：なし

6. 補助事業実施時期

交付決定日から令和8年3月13日(金)までとなります。

IV 交付申請手続き

1. 交付申請書類及び添付資料

【必須】

- ① 交付申請書(別記第1号様式)
- ② 事業計画書(別添1)
- ③ 経費配分書(別添2)
- ④ 地方公共団体からの支援表明書(別添3)
- ⑤ 直近の役員名簿(別添4)
- ⑥ 受領(見込み)保険金等に関する誓約書(別添5)
- ⑦ 定款等の写し
- ⑧ 登記事項証明書
- ⑨ 財務諸表(原則直近2期)
- ⑩ 県税の未納が無い証明
- ⑪ 商店街等街区図(事業実施場所を図示したもの)
- ⑫ 被災を証する書類

※原則、罹災証明書(被災証明書)の提出が必要になります。ただし、取得が困難な場合、被災を記録した詳細写真等での代替も可能です。なお、設備等を入替する場合は修理不能とする根拠資料等の提出をお願いします。

⑬ 被災前の状況を証する書類

※固定資産課税台帳、償却資産課税台帳、建築物定期報告書、減価償却計算書(税務申告書)、不動産登記簿謄本、減価償却台帳、工事請負契約書、売買契約書、建築確認申請書またはこれらの書類と同程度の証明が可能な書類及び共同施設関係図面

(上記の全てを必要とはしませんが、被災共同施設の規模・構造、所有状況及び利用状況の立証ができるものとしてください。)

⑭ 災害復旧費に係る書類

■ 下記、(A) (B) 共通の添付書類

- ・ 復旧対象設備の仕様等がわかるカタログや取扱説明書等
- ・ 復旧工事に係る図面(見積書等との整合するもの)

(A) 交付申請後に災害復旧事業に着手する場合

- ・ 2者以上から徴収した見積書の写し
- ・ 見積書について一式計上する場合は、積算数量計算書の写し

(B) 交付申請前に災害復旧事業に着手している場合

- ・ 復旧事業に着手した際の見積書の写し
- ・ 復旧事業に係る請負契約書の写し
- ・ 復旧事業に係る支払関係資料
- ・ 復旧事業が終了しているときは工事等完了届及び工事等完了写真

【任 意】

- ⑮ その他、実施予定の事業を具体的に説明しうる資料等

＜提出に当たっての留意事項＞

- ① 必要書類を確認のうえ、交付申請書類等を提出してください。交付申請書類等に不備があると受付できない場合がありますのでご注意ください。
- ② 交付申請書類等は返却いたしません。
- ③ 郵送で提出する場合は、日本産業規格に定めるA列4番両面印刷（縦）で統一し、提出してください。
- ④ 上記以外にも交付決定に当たり、必要な書類の提出を求めることがあります。
- ⑤ 令和6年能登半島地震による災害によって甚大な被害を受けたため、添付できない書類がある場合には、添付できない旨の理由書を提出してください。
- ⑥ 申請書類には、書類ごとに、必ず通しのページ番号を書類下部中央につけてください。

＜交付申請書類等提出先及び問い合わせ先＞

応募書類は電子メール又は郵送にて、以下提出先までお送りください。

電子メールの場合は、ネットワーク障害等が生じる可能性がありますので、締切まで余裕を持って提出いただくとともに、電子メール送信後に、必ず石川県商工労働部経営支援課宛てにメールの受信確認の電話をしていただくようお願いします。電子データは、ワードやエクセル等の加工可能なファイルにしてください（紙媒体の資料はPDFにしてください）。

郵送の場合は、用紙を日本産業規格に定めるA列4番両面印刷（縦）で統一いただくとともに、同様の書類を保存した電子媒体（CD-R1枚）を一つの封筒に入れて提出してください。ただし、電子媒体に保存するファイルは、ワードやエクセル等の加工可能なファイルにしてください（紙媒体の資料はPDFにしてください）。

【交付申請書類等の提出先・問い合わせ先】

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県 商工労働部 経営支援課

電話：076-225-1521

E-mail：keikin@pref.ishikawa.lg.jp

なお、本事業についての問い合わせは、中小企業庁経営支援部商業課、中部経済産業局においても受け付けております。

担当課室	所在地及び連絡先	管轄区域
中部経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL：052-951-0597 E-mail：bzl-chb-syogyo★ meti.go.jp	石川県
中小企業庁 経営支援部 商業課	〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1 TEL：03-3501-1929 E-mail：bzl-honsyo- kinofukugoka★meti.go.jp	—

※[★]を[@]に置き換えてください。

2. 交付申請受付期間

令和7年4月21日（月）～令和7年12月26日（金）

※郵送の場合は、当日必着

※電子メールでの提出の場合、締切日の17時までに到着が確認できたものが有効です

3. 審査

提出された書類に基づいて、被災した施設・設備等の確認を行い、補助の対象として適正と認められた復旧事業に対して補助金が交付されます。

審査は原則として書面審査により行うものとしますが、必要に応じて現地調査等を行います。

※提出する書類については記載もれ等がないように十分注意してください

4. 交付決定の通知・公表

審査結果については、後日、石川県から交付申請者宛てに通知するとともに、石川県及び経済産業省ホームページで公表します。

交付決定の通知がされた後に事業開始となります。（交付決定を受ける前に事業を開始（契約や発注等）した場合、その費用については補助対象外となりますので、ご注意ください。）

V その他

本補助金を受け事業を実施するに当たっては、以下に記載した事項のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、石川県補助金交付規則及び石川県被災商店街等再建支援事業費補助金（商店街災害復旧事業）交付要綱の規定を遵守していただくこととなりますのでご注意ください。

- （１）補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を受けなければなりません。
- （２）補助事業者は、石川県の求めがあった場合には、補助事業の遂行及び収支状況について報告しなければなりません。
- （３）補助事業者は、補助事業を完了後、実績報告書を提出しなければなりません。
- （４）補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後５年間保存しなければなりません。
- （５）補助金の支払いは、原則、補助事業完了後、３０日を経過した日又は令和８年３月１３日（金）のいずれか早い日までに実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります。また、特に必要と認められる場合、年度途中での事業の進捗状況、経費（支払行為）の発生を確認し、所定の手続きを経た上で、当該部分にかかる補助金が概算払いされることもあります。
- （６）補助金の支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。また、補助事業の完了予定日までに支出を完了することができないことが明らかとなった場合には、速やかに石川県に相談してください。なお、交付決定日以前に発生した経費（発注を含む。）は対象となりません。
- （７）交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

- (8) 補助事業者について、反社会的勢力との関係が判明した場合、交付決定を取り消すことがあります。
- (9) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産等のうち、一部処分を制限される財産（以下「処分制限財産」）があります。補助事業者は、処分制限財産を処分する必要があるときは、事前に石川県の承認を受けなければなりません。（処分制限財産の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分その他の処分をする場合は、財産処分の承認を要します。）また、当該財産を処分したことによって得た収入の全部又は一部を、石川県を通じて国に納付しなければなりません。
- (10) 補助事業者は、補助事業により整備した財産に対し、抵当権などの担保権を設定する場合は石川県の事前の承認を受けることが必要です。この承認には、担保権実行時に石川県を通じて国庫納付していただく条件が付されることとなります。補助金の交付決定後に担保権の設定が必要となった際には、必ず事前に石川県にご相談ください。なお、補助事業の資金調達以外の目的で、担保権を設定することはできません。また、原則として根抵当権の設定を行うことは認めておりません。
- (11) 補助事業者が連名で補助金を交付申請して交付決定を受けた場合、財産処分に係る返納金等の当該補助金に係る石川県に対する債務は、連名者の連帯債務となります。

以上